



# 金 沢 市 公 報

号外第4号

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○芸術文化ホールの指定管理者の指定について (文化政策課)	1
○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・ 保育施設の確認について (保育幼稚園課)	1
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ど も・子育て支援施設等の確認について ( " )	2
● 公 告	
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (市街地再生課)	2

○土地収用法の規定に基づく事業認定申請書及 びその添付書類の写しの縦覧について (教育総務課)	3
● 金 沢 市 金 沢 市 教 育 委 員 会 告 示	
○平成27年金沢市・金沢市教育委員会告示第1 号(行政手続における特定の個人を識別する ため番号の利用等に関する法律施行規則に基 づく個人番号利用事務実施者が適当と認める 書類等について)の一部改正について (デジタル行政戦略課)	4

## 告 示

### ●金沢市告示第77号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び金沢市芸術文化ホール条例(平成22年条例第2号)第22条第4項の規定により、芸術文化ホールの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第23条の規定により告示します。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 歌 劇 座	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢芸術創造財団	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
金 沢 市 文 化 ホ ー ル			
金 沢 市 ア ー ト ホ ー ル			

### ●金沢市告示第78号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示します。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確 認 年月日	事業開始 年月日
富樫中央こども園	金沢市山科1丁目7番5号	社会福祉法人富樫中央保育園	幼保連携型認定こども園	令和5年 3月15日	令和5年 4月1日
北安江こども園	金沢市北安江3丁目12番22号	社会福祉法人諸江校下福祉会	保育所型認定こども園	令和5年 3月15日	令和5年 4月1日

弓取こども園	金沢市三口町火236番地	社会福祉法人諸江校下福祉会	保育所型認定こども園	令和5年3月15日	令和5年4月1日
金沢学園幼稚園	金沢市寺町2丁目1番4号	学校法人金沢学園幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和5年3月15日	令和5年4月1日
藤蔭幼稚園	金沢市笠市町2番47号	学校法人藤蔭幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和5年3月15日	令和5年4月1日
若草幼稚園	金沢市若草町13番41号	学校法人若草幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和5年3月15日	令和5年4月1日

●金沢市告示第79号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示します。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

預かり保育事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別
富樫中央こども園	金沢市山科1丁目7番5号	社会福祉法人富樫中央保育園	認定こども園	令和5年3月1日	令和5年4月1日	満たしている
北安江こども園	金沢市北安江3丁目12番22号	社会福祉法人諸江校下福祉会	認定こども園	令和5年3月1日	令和5年4月1日	満たしている
弓取こども園	金沢市三口町火236番地	社会福祉法人諸江校下福祉会	認定こども園	令和5年3月1日	令和5年4月1日	満たしている

一時預かり事業

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日
西泉保育園	金沢市西泉5丁目103番地	社会福祉法人西泉保育園	保育園	令和5年3月1日	令和5年4月1日

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合	昭和49年6月1日から令和14年3月31日まで	(施行地区) 金沢市銚子町ル、ヲ、レ、コ、エ、テ、ア、サ及びキ、田上本町ツ、子、ム、ウ、井、ノ、オ、ク及びヤ並びに田上町テ及び元銚子口ヨの全部並びに銚子町ヌ、夕及びユ、田上本町カ、ヨ、	金沢市太陽ヶ丘2丁目1番地	昭和49年5月31日	令和5年3月14日

		<p>タ、レ、ソ、ナ、ラ、マ、ケ、フ及びコ並びに 田上町ウ、井、ユ及びメの各一部 (工区) 〔1工区〕 金沢市銚子町テの全部並びに銚子町ヌ、ル、タ、 コ、エ、サ、キ及びユ並びに田上本町カ及びム の各一部 〔2工区〕 金沢市銚子町ル、ヲ、タ、レ、コ、エ、ア、サ 及びキの各一部 〔3工区〕 金沢市銚子町ヌ、ル及びキ、田上本町カ、ヨ、 タ、レ、ソ、ツ、子、ラ、ム、ウ、井、ノ、オ、 ク及びコ並びに田上町ウ、ユ及び元銚子口ヨの 各一部 〔4工区〕 金沢市銚子町ル、サ及びキ並びに田上本町ツ、 子、ム、ウ、井、ノ及びクの各一部 〔5工区〕 金沢市銚子町ヲ及びサ並びに田上本町子、井、 ノ、ク及びヤの各一部 〔6工区〕 金沢市銚子町レ、ア及びサ並びに田上本町ナ、 井、ク、ヤ及びマの各一部 〔7工区〕 金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ及びコ並び に田上町井、テ、ユ、メ及び元銚子口ヨの各一 部 〔8工区〕 金沢市田上本町ナ、ク、ヤ、ケ及びフの各一部 〔9工区〕 金沢市田上本町ツ、ナ、オ、ク、フ及びコ並び に田上町井、テ、ユ、メ及び元銚子口ヨの各一 部</p>			
--	--	---	--	--	--

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により石川県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により石川県知事に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会の開催を請求することができます。また、法第25条第1項の規定により石川県知事に意見書を提出することができます。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

起業者の名称	事業の種類	起 業 地	縦覧場所	縦覧期間
金沢市	新共同調理場建設事業	(1) 収用の部分 <small>いしかわ かなざわ いずみほんまち</small> 石川県金沢市泉本町6丁目地内 (2) 使用の部分 なし	金沢市教育委員会教育総務課	令和5年3月31日 から同年4月14日まで

**金 沢 市 告 示**  
**金沢市教育委員会**

● **金 沢 市 告 示 第 1 号**  
**金沢市教育委員会**

平成27年 **金 沢 市 告 示 第 1 号**（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について）の一部を次のように改正します。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓  
金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表第3欄中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に、「第12条第3項第1号」を「第12条第2項第1号」に改める。

令和5年(2023年)3月31日 発行	発行人	金 沢 市
	発行所	金 沢 市 役 所
	編 集	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地